

平成16年11月11日

愛川町長 山田 登美夫 殿

愛川町特別職報酬等審議会  
会長 佐藤 嘉一

議会議員の報酬の額並びに町長、助役及び収入役の給料の額について  
(答申)

平成16年9月22日付けで諮問のありました「議会議員の報酬の額並びに町長、助役及び収入役の給料の額」について、本審議会では慎重に審議した結果、次のとおり改定することが適当であるとの結論に達したので答申します。

1 改定の額

(1) 町長等常勤特別職の給料の額

町長 849,000円

助役 694,000円

収入役 642,000円

なお、参考意見として教育長の給料の額については、現行の額で据え置くことが適当であることを申し添えます。

(2) 議会議員の報酬の額

現行どおりとする。

2 改定額の施行(適用)時期

平成17年4月1日から適用する。

# 答 申 説 明 書

## 1 審議経過の概要

### (1) 日時、場所

- ・ 第1回審議会

日 時 平成16年9月22日(水)午後1時30分から

場 所 愛川町役場4階403会議室

- ・ 第2回審議会

日 時 平成16年10月21日(木)午後1時30分から

場 所 愛川町役場4階403会議室

### (2) 審議の概要

本審議会は、このたびの答申にあたり、厳正かつ公正な立場から各種資料を基に検討し、次の事項を考慮のうえ慎重な審議を重ね、答申額のとおり平成17年4月1日から改定することが適当と決定したものである。

ア 一般職給与体系との関連

イ 本町の財政状況

ウ 勤務・活動状況の実態

エ 県下市町村の報酬額等の状況及び改定の動向

オ 議会改革の取り組み状況

## 2 答申にあたっての基本的事項

### (1) 公務員給与の動向

一般職の給与については、人事院勧告により平成11年度までは毎年引き上げ改定が行われてきたが、平成12年度、13年度と据え置かれ、平成14年度からは制度創設以来、初めての引き下げ改定が行われてきたところである。

しかしながら、2年連続の引き下げ改定により官民格差が解消されたことから本年度の給与改定は見送られたところである。

### (2) 報酬額等の状況

本町の常勤特別職の給料額並びに議会議員の報酬額については、平成8年12月に関係条例の一部改正を行い、平成9年1月から適用され、以後現在まで8年間据え置かれてきた状況であるが、本町の収入役の給与と一般職の最高給料月額を受けるとの給与を比較すると、本年4月現在では収入役が715,000円に対し、一般職員が701,910円となっており、一般職が収入役の給与月額を超えていない状況にある。

### (3) 県下市町村の動向

県下市町村の状況を見ると、人事院勧告により一般職の給与引き下げが行われた平成14年度、15年度を中心に、県下の約半数の市町においては常勤特別職の給料額及び議会議員の報酬額の引き下げ等がなされたほか、首長等自らによる期限を定めた減額措置が実施されているところもある。

### (4) 町の財政状況

町税収入については、長引く景気低迷の影響により減少を続けているが、平成9年度の決算額と16年度の現計予算額を比較すると14.2%の減収が見込まれているものの、社会経済状況はいくぶん明るい兆しは出てきているが、まだまだ不確定な要素が多くあるため、今後数年は横ばいで推移していくものと予想されているところである。

### (5) 特別職等の勤務実態

常勤特別職の勤務内容を見るとき、休日、日夜の別のない勤務実態にあり、また高度な判断を求められ、かつその責任の重さは一般職に比べ格段の差があることから、均衡上、その給与は一般職の給与を下回らないよう配慮することが常識とされている。

また、議会議員については、会議等の出席状況のみならず、住民からの各種相談や行政との調整など、統計上表れない日常の議員活動にも着目するとともに、定数削減により議員一人ひとりの責務が年々重くなっていることも考慮する必要がある。

## 3 特別職報酬等の改定

### (1) 町長等常勤特別職の給料額改定について

町長等常勤特別職の現行給料月額、前述のように平成9年1月以来8年間据え置かれており、これまでの改定では収入役の給与月額が一般職の最高給料月額を受け取る者の給与月額を下回らないように配慮するとともに、人口、財政規模をほぼ同じくする県下町村の実態等の比較などを参考として、増額改定が行われてきた。

今回の改定にあたっては、一般職給与との関係や町の財政状況、県下市町村の動向等を参考に検討を重ねたが、現下の厳しい行財政事情や経済情勢の中で、行政運営を共に行う一般職の給料が引き下げられている状況を考えるとき、先頭に立って指揮を執る立場の常勤特別職の給料額については、引き下げもやむを得ないものであるとの意見で一致し、常勤特別職の給料月額については前述したように、一般職の給与を下回らないことを念頭に、適正な額に引き下げを行うことが適当との結論に至った。

そこで、その引き下げ率については、一般職の最高給料月額を受ける者の給与月額が、前回改定時の平成9年当時の給与月額と比較すると1.33%の減額となっていることから、この率が適当なものと判断した。

なお、現行給料額に1.33%を乗じて千円未満を切り捨てたため、結果的には下表のとおり答申するものである。

職	現行額	答申額	引下額	引下率
町長	860,000円	849,000円	11,000円	1.28%
助役	703,000円	694,000円	9,000円	1.28%
収入役	650,000円	642,000円	8,000円	1.23%

## (2) 議会議員の報酬額改定について

議会議員の報酬額については、全国的にもやや高い水準にあるものの、前回報酬等審議会を開催した平成8年度から現在までに、議員定数を22人から19人に削減したことにより、議員一人ひとりの責務はますます重くなり、加えて昨今の時代背景により、議員に対する住民からの要望も複雑多様化し、期待も高まってきた。また、議会改革検討委員会を設置して、更なる定数削減や費用弁償の引下げ等を検討するなど、こうした議員自らが改革に取り組む姿勢を真摯に受け止め、報酬額については据え置くことが適当であるとの結論に達したものである。

職	現行額	答申額
議長	445,000円	現行どおり
副議長	372,000円	
議員	340,000円	